

立命館大学 学園通信

特別号 1988年1月8日

発行/立命館大学(調査・広報室)
京都市北区等持院北町56番地の1
TEL 京都 (075)463-1131(代)



一九八七年度全学協議会確認文書目次

- I. はじめに.....
- II. 一九八七年度全学的論議の経過と到達点.....
- III. 教育と大学をめぐる情勢について.....
- IV. 学園政策の基本課題について.....
- V. 総合厚生援助政策をめぐる論議について.....
- VI. 学費の提起と財政政策をめぐる論議について.....
- VII. 大学をめぐる情勢と学園の基本課題.....
- VIII. 教育改革の推進.....
- IX. 既設学部の教學刷新.....
- X. 二回生小集団教育の改革と自主的・集団的學習活動の推進.....
- XI. 外国語教育の改革.....
- XII. 一般教育改革.....
- XIII. 二部改革.....
- XIV. 教學総括のための新しいシステムについて.....
- XV. 入試・入学政策と就職・社会的進路政策.....
- XVI. 大学院・研究政策の推進.....
- XVII. 今後の教學改革への展望.....
- XVIII. 総合厚生援助政策の視点と具体化.....
- XIX. 総合厚生援助政策の改善と総合化・体系化・重点化.....
- XX. セミナー・ハウス.....
- XI. 課外活動の充実・発展の施策について.....
- XII. 寮の廃止をめぐつて.....
- XIII. キャンパス整備について.....
- XIV. 学園財政の確立のために.....
- XV. 財政・学費をめぐる全学的論議の到達点.....
- XVI. 相対的低学費政策の堅持の基本方向.....
- XVII. 公費助成運動への全学的取り組み.....
- XVIII. 第四次長期計画の確立をめざして.....

一九八七年度 全学協議会確認文書

はじめに



本学は、「国際化」や「情報化」、あるいは人間発達などの現代的な課題にこたえ、大学と教育をめぐる厳しい情勢ときりむすんで、「国民のための大学」であることをめざし新たな前進が求められるところにきてる。学園は、現在、「一九七九年度全学協議会確認」で提起され、「一九八三年度全学協議会確認」で発展させられた諸課題を実現することをとおして、九〇年

I、一九八七年度全学的論議の経過と到達点

一、一九八七年度 学園振興懇談会の 基本課題

(1) 理事会は、学費改定を含む学園政策にかんする学振懇討議を進めにあたつて次の基本的な視点

と課題を提起した。
本学は、「八三確認」以降の取り組みにおいて、情報工学科、国際関係学部の設置や既設学部の改革など今後の学園展望を切り開くための重要な成果を生みだしてきた。しかし、今日教育をめぐる情勢は急速な展開をしており、教育の機会均等を保障しながら大学の

をめぐる情勢や学費改定を含む学園課題にかんする討議がおこなわれた。各学部では五者会談が、二部では二部懇談会が開催され、各学部教学改革や二部改革にかんする討議が精力的に進められた。この間、学友会は、前期において八月から二世紀への展望を切り開くべきときにある。こうした時期に、理事会は、「八三年度全学協議会確認」以降の総括にもとづいて学費改定を含む今後の学園課題を提起した。

この提起に対して、学友会をはじめとする各パートは、国民の教育権を守り、大学の民主化をおし進めの観点から、学費値上げに反対し、相対的低学費政策を堅持することを要求とともに、学園課題に対するそれの見解を表明した。実質一回に及ぶ学園振懇談会が開催され、大学・教育

る積極的な姿勢で学園創造の事業をいつそう発展させることが重要である。

こうした観点にたつて、①「第三次長期計画（学園基本計画要綱）の一九九二年までの後半期課題をなしとげること、②後半期計画をなしとげること、③後半期計画の次のステップに向けての課題への展望を明らかにしていくことを学園創造の基本方向としてす

る大学をめぐる情勢は、臨教審答申が本格的に実行されようとする段階に入つており、大学の反動的再編に反対する取り組みが重要なこととなつてゐること。

① 大学をめぐる情勢は、臨教審答申が本格的に実行されようとする段階に入つており、大学の反動的再編に反対する取り組みが重要なこととなつてゐること。

② 国民・父母負担の限界を越え

る高学費状況が全国的に進行しているもとで、本学が相対的低学費政策を堅持することはきわめて重要であり、あわせて教育の機会均等を守るために、抜本的で総合的な厚生援助政策を確立すること。

③ 「平和と民主主義」の教學理念のもとで、学生の切実な要求と国民の高等教育にこたえた学部・大学づくりを進めるここと。

以上を基本的課題として、「ダブルスライド制」学費値上げと寮廃止に反対し、教学改革や厚生援助政策に対する具体的な要求を提起した。

(3) 院生協議会は、SDI研究などの軍事研究に学問研究を使おうとする動向に対抗し、真に国民的要求にこたえる学問研究を推進していくことが重要となつておらず、大学政策と対決しその転換を要求すること、個別私学としての限界をふまえつても学生の切実な要求を実現し、そのことをとおして全国的な大学民主化への展望を切り開く方向で取り組むことを表明し、八七学振懇で討議すべき課題を次のように提起した。

① 大学をめぐる情勢は、臨教審答申が本格的に実行されようとする段階に入つており、大学の反動的再編に反対する取り組みが重要なこととなつてゐること。

② 国民・父母負担の限界を越え

値上げ提起にあたつては、八三以降の学園創造のより方が重要な討議課題となつた。とりわけ臨教審答申は、初等教育から高等教育、さらには生涯教育のあり方にまでおよぶ日本の教育の全体に対し、管理・運営体制を変え、「教育の自由化」の名のもとに自由競争の原理を持ち込もうとするなど、受益者負担主義を強めるとともに、大学の自治・学問の自由を脅かす危険性がきわめて強く、憲法と教育基本法的な認識の一致をみた。

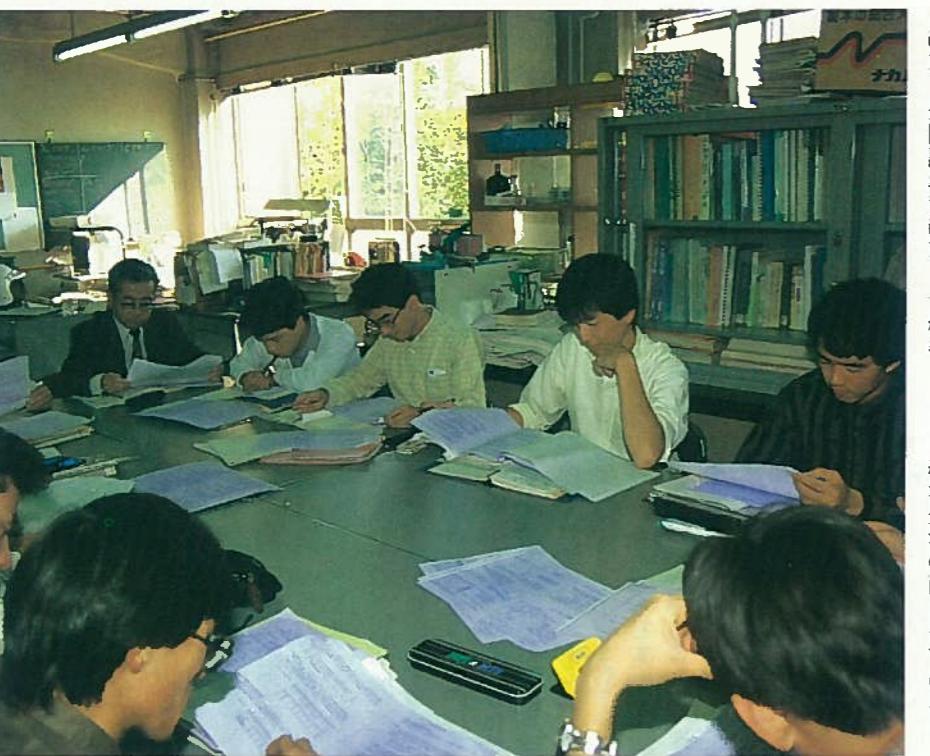
園創造のより方が重要な討議課題となつた。とりわけ臨教審答申は、初等教育から高等教育、さらには生涯教育のあり方にまでおよぶ日本の教育の全体に対し、管理・運営体制を変え、「教育の自由化」の名のもとに自由競争の原理を持ち込もうとするなど、受益者負担主義を強めるとともに、大学の自治・学問の自由を脅かす危険性がきわめて強く、憲法と教育基本法的な認識の一致をみた。

大学を反動的に再編するためのものであり、すでに、私学や大学関係者をとり込みながら、そうした動きが実質的に進行していることを強調した。教職員組合は、大学審議会が、立命館民主主義とこれに体現された全構成員自治の原則に全く反し、大学の自治を空洞化するものであり、自主的な大学改革の取り組みと結合した運動の展開が重要であることを主張した。院生協議会は、あわせて、国際秩序の再編成や産業構造の転換など日本がいま経済・社会・文化の全面的な構造転換を余儀なくされており、そのもとで財界が進めようとしている「科学技術立国路線」に大学が組み込まれようとしている危険性を強調した。

こうした討議の結果、各学部教授会・二部協議会が五月に共同声明を発表し、大学審議会法案が「國家統制を強めるおそれがきわめて大きい」との批判的見解を表明した。これらをふまえて、大学審議会が大学・私学の再編・教育・研究・財政や大学の管理運営のあり方に及ぶ重要な問題をもつものであることを確認した。

(3) このように大学と教育をめぐる状況が重大な変化をとげつつあるとき、大学各構成パートがどのような社会的な取り組みを進めるのかをめぐつて討議がおこなわれ





(4) 二回生小集団教育の改革にかかるとしても、そのさいの教学上の到



(2) 二世紀に生きる学生を育てるうえで、重要な課題「国際化・情報化の新しい社会の領域で活躍する高い学力と豊かな創造力、学習を

そして、八〇年代以降の教學諸条件の改善という到達点のうえにたって、国際化や情報化などの課題にこたえるいつそう高度な内容を今後どのようにつくりあげていくかと、いうことが、既設学部の教育刷新、二回生小集団教育の改革を軸とした自主的・集団的な學習の掘りおこし、二部のカリキュラム改革、外国語教育改革、一般教

育の改善などにそくして、論議が深められた。

(2) 学園創造と教学改革の論議の基礎には、学生実態をどう分析していくか、と、いうことがおかれていなければならぬことが強調された。学生実態・学生生活の把握は、経済生活の面だけではなく、

正課・クラス活動・課外活動・就職活動や広義の生活・文化の面を含んだ総合的なものでなければならぬ。また、後期中等教育のものでの生徒実態・学生実態の変化との関連についても、分析されていかなければならない。このようになつながりで、一方では、青年期教育・大学入門教育の意義が、他方では、社会的進路・就職問題を視野にいれた教学のあり方が問われていた。

(3) このなかで、学友会がとくに強調していったのは、第一に、臨教審によって大学の「弱点」を逆手にとった「改革」が強行されようとしているおり、「平和と民主主義」の教學理念をかける立命館大学が眞に国民の高等教育要求にこたえた教学改革をおこなつていい必要があること、第二に、大學における教育を研究とは相対的に区別された固有の問題としてどうぞ、教學内容・実践の客觀化と集団化を追求していくという問題であり、「何をどう教えるのか」について教員ごとに異なるのではなく、教育カリキュラムの中身として全學の討議を基礎に体系化されていくべきではないか、ということであつた。

た。学友会は、臨教審路線が実行段に入り、大学の反動的再編が私学・大学関係者をまきこんで進行していることを重視し、理事会としても見解を表明し、独自の社会的な取り組みを進めることを要求した。教職員組合は、理事会としても本学の民主的な到達点を他大学とともに内実化させていく取り組みをおこない、国公立大学を含む大学間および社会的な連携を強めることを要求した。

理事会は、大学としての取り組みにおいては、①大学が学問・研究と教育をとおして社会の要請と進歩に貢献することが大学としての社会に対する責任をとる基本であること、②学内理事会が民主的制度によって選出・任命されたものとして、学内各パートの活動の自由と権利を守り、保障することが現在の情勢のもとではとくに重要な意義をもつものであり、そうした学内諸パートの意見をふまえて行動すること、③大学が社会的な取り組みをおこなうばあいには、各パートの立場の相違を認めつつ、各々の役割を果たしていくことが重要であるとの見解を表明した。

(4) こうした討議をとおして、大学をめぐる情勢への認識を深めるとともに、平和と民主主義を教學理念とする本学が、全構成員自治号「二世紀の学園創造」において、八〇年代以降の取り組みの具体的成果をふまえて、高い学力にうらづけられ、広い社会性をもつた、真に自主的な「学生像」の形成をめざす課題や、私学における教育と研究の分断とあらたな格差づけをゆるさず高度な質をもつた研究の基盤を確立する課題、さらには全構成員による大学自治の新しい水準をきずきあげる課題など、五項目の基本課題を提起した。

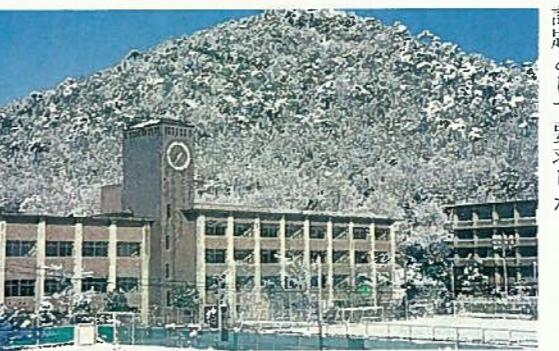
(2) これに対して、学友会は、「八七年学費値上げ提起に対する一

の原則にのつとつて大学の民主的運営を堅持することの今日的意義と、今後社会的働きかけを進めるとの重要性を確認した。そして、大学の自治を守り發展させた。理事会、教授会、学友会、自治会、院生協議会、教職員組合など大学を構成する諸パートが、各自の立場と役割の違いを認めながら、全体として教育・学問の自由・大学の自治を守り發展させた。大学が社会に負っている責任を果たしていくことの重要性を確認し

た。理事会、教授会、学友会、自治会、院生協議会、教職員組合など大学を構成する諸パートが、各自の立場と役割の違いを認めながら、全体として教育・学問の自由・大学の自治を守り發展させた。大学が社会に負っている責任を果たしていくことの重要性を確認し

た。理事会、教授会、学友会、自治会、院生協議会、教職員組合など大学を構成する諸パートが、各自の立場と役割の違いを認めながら、全体として教育・学問の自由・大学の自治を守り發展させた。大学が社会に負っている責任を果たしていくことの重要性を確認し

た。理事会、教授会、学友会、自治会、院生協議会、教職員組合など大学を構成する諸パートが、各自の立場と役割の違いを認めながら、全体として教育・学問の自由・大学の自治を守り發展させた。大学が社会に負っている責任を果たしていくことの重要性を確認し



(4) 教職員組合は、学園創造の課題が実施段階に入ろうとしているとき、諸施策の具體化が重要であり、その点で理事会の提起には遅れがあること、学費依存財政を転換させるために公費助成の取り組みを推進するとともに、学園としての積極的な財政政策、科学的な批判をおこなつた。また、現在の情勢のもとで大学の自治を強化する取り組みが教職員組合にかけられた重要な課題であり、教育・研究・行政・業務の意味をあらためて問い合わせるとともに、大学教

達目標の内容は何か、さらに自主的・集団的學習を掘りおこしていくときの教員の援助のあり方などが、厳しく問われていた。また、このようなくなればならない。「庄倒的多数の学生の参加による教育実践の科学的評価」のシステムの問題が提起されてきた。二部の教學改革にかんしては、今次改革の基本的な理念と方向については、共通の合意がなされながら、それ裏づけるとなる教学とカリキュラムの改革の内容、施設や設備の条件、責任体制などについて放しい論議が展開された。大学院政策や研究政策にかんしては、それが現在の最重要課題の一つとして位置づけられながら、新しい社会的要請に

五、総合厚生援助政策をめぐる論議について

こたえてその具体化をどのようにはかつていくか、ということが論じられていく。

(1) 厚生援助政策は、一九七九年度全學協議会において、多様な学生実態に対応する総合的で適切な援助をとおし、新しい時代を担うる確かな学力と豊かな人格形成に寄与するものとして、その総合的な政策の確立をめざすこととした。さらに、一九八三年度全學協議会では、学生実態の把握の視点を明確にし、学生実態を総合的・科学的に把握し、そのうえにたつて政策を具体化していくことの重要性が共通認識とされた。そして、今日まで学生生活を総合的・有機的にとらえるなかで、経済的援助と自主的・集団的諸活動の援助の二つの側面から展開されてきた。(1)

(2) 理事会は、以上の歴史的経過と到達点をおさえつつ、今日的な総合厚生援助政策の前提となるものとして、次の三点を示した。(1)

軸とした諸活動の全面にわたる自
主的力量の形成」を本学がめざす
学生像としてとらえる、②総合厚
生援助政策の到達点と課題すな
わち、「これまで、厚生援助政策
のなかで重要な位置を占めていた
寮による経済的援助は、今日の学
生実態にあわなくなつてきてお
り、厚生援助としての役割がいち
じしく低下していること、全学
的財政政策の観点から寮に対する
財政支出が集中し、民主的・効
率的運用に問題があることなどか
ら寮は廃止し、新しい経済的援助
政策の展開や多様化・高度化する
学生の要求に対応する施策」をお
こなう、③総合化・体系化された
総合的援助政策の課題として「正
課のみならず、課外活動をも視野
にいれた実質的な教育の機会均等
の保障を前進させる視点から厚生
援助における今日の重点を設定
し、学生実態の変化に的確に対応
しつつ、相対的低学費政策のうえ
にたつた財政の民主的・効率的な
運用」をはかる。

そのうえで、今日の学生生活実
態は社会状況の変化をつうじて、
収入構造や生活様式において、一
九七〇年代とは異なる顕著な変化
を呈するにいたつており、従来の
制度的枠組みによる総合厚生援助
政策を見直し、あらためて本学に
おける厚生援助の基本的な考え方
を総合的な援助の立場から明確に
しておきたいとして、「経済的援
助の体系化・重点化」「新セミナー
ハウスの建設を含むセミナーハウ
スの新しい展開」「寮の廃止」に
ついて提起を行なつた。

(3) 学友会は、厳しくなつてきてお
いる学生実態への認識の不十分性
を指摘しつつ、学生の多様化・高
度化する要求や学生像にこたえよ
うとするものとして、経済的援助、
教育的援助、自主的・集団的諸活
動への援助という柱で全国的にも
さきがけて総合化・体系化された
総合厚生援助政策については、積
極的評価を与えた。しかし、寮の
廃止については、①寮としての經
済的援助が不必要だとする実態認
識は事実に反していること、②そ
れにもかかわらず財政の効率的運
用を優先させる立場に立つてお
る寮の廃止については、今後の寮
起の時期と全学的論議の民主的手
法で問題があること、などにつ
いて批判し、断固反対の見解を示
した。

寮の廃止については、今後の寮
起の時期と全学的論議の民主的手
法で問題があること、などにつ
いて批判し、断固反対の見解を示
した。

年度から始まる後半期の財政計画
(試算)をあきらかにすることとも
に、これを支える主要な財源とな
る学費についてその基本的考え方
と具体案を提起し、全学の論議を
求めた。

学費提起の主要な内容は、①相
対的低学費政策を堅持すること、
②そのために、有効な現行学費改
定方式を継承すること、③学園財
政の力量と学費の実態を判断して
教学条件改善率の引き下げをおこ
なうこと、④学費の現実的判断か
ら入学金と学費係数の見直しをお
こなすこと、⑤改定方式にかかわ
る歛止め指標を見直すこと、など
であった。

学費提起の主要な内容は、①相
対的低学費政策を堅持すること、
②そのために、有効な現行学費改
定方式を継承すること、③学園財
政の力量と学費の実態を判断して
教学条件改善率の引き下げをおこ
なうこと、④学費の現実的判断か
ら入学金と学費係数の見直しをお
こなすこと、⑤改定方式にかかわ
る歛止め指標を見直すこと、など
であった。

年度から始まる後半期の財政計画
(試算)をあきらかにすることとも
に、これを支える主要な財源とな
る学費についてその基本的考え方
と具体案を提起し、全学の論議を
求めた。

また教職員組合は、今日の国
民・父母の学費負担が世界に例を
引き上げを企図するもので、受益
者負担をいつそう強め、眞に国民
を開かれた大学院の自主的・民主
的改革を妨げるものであるとして
反対を表明した。

院生協議会も、今回の提起が学
部学費と連動させて大学院学費の
引き上げを企図するもので、受益
者負担をいつそう強め、眞に国民
を開かれた大学院の自主的・民主
的改革を妨げるものであるとして
反対を表明した。

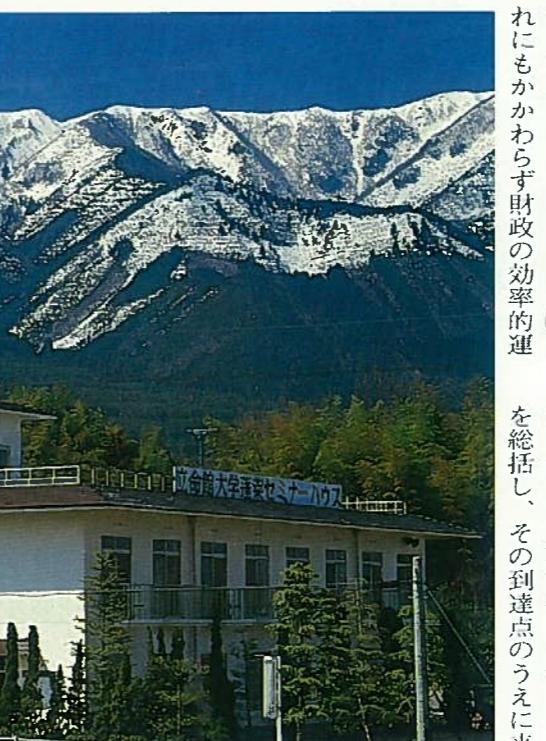
明した。

院生協議会も、今回の提起が学
部学費と連動させて大学院学費の
引き上げを企図するもので、受益
者負担をいつそう強め、眞に国民
を開かれた大学院の自主的・民主
的改革を妨げるものであるとして
反対を表明した。

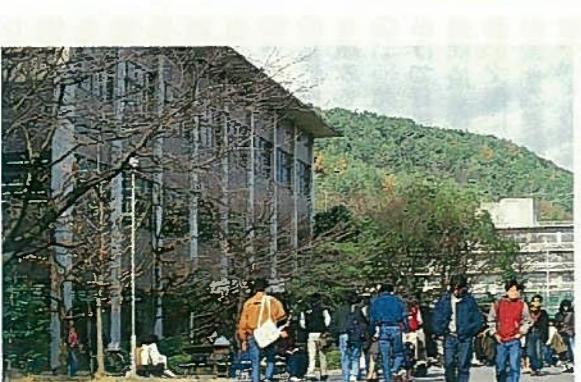
明した。

明した。

六、学費の提起と財 政政策をめぐる論 議について



(1) 理事会は、八三全学論議で確
立された第三次前半期の学園財政
を総括し、その到達点のうえに來
ての立場から学友会は、今次全
学論議の大詰の場となつた第一〇
回(拡大)学園振興懇談会におい
て、①大学が今後とも相対的低学
費政策を堅持すること、そのため
に最大の努力をおこなうこと、②
その具体化として、現在だからこ
そいつそう必要となつてゐるはつ
きりと安い学費的重要性、二部学
生の学費負担の重さ、理工学部學
費が百万円を超えることの重大
性、③とりわけ、入学金値上げは、
国立大学での改定が企図されて
いるなかで全国に及ぼす影響が重
大であり、これが初年度納付金の
重要な意義を強調していることと
いうべきである。しかし、具体的な学費につい
ての大学の提起に対しては、全構
をめぐつて。



(4) 全学的論議によつて、後述
の(5) 理事会は、今次全学論議の到
達点をふまえて相対的低学費政策
を今後とも堅持していくことを明
確にしたうえで、学友会が提起し
た直面している問題点に総合的に
こたえるものとして、財政計画の
厳しい見直しのもとに、当初提示
学費のなかの入学金改定幅につい
てのできる大きな権限をもつもの
である。その結果、大学審議会は、
大学のあり方に大きな影響を与える
ことのできるものであり、大
学・私学の再編、教育・研究・管

成パートとも基本的に反対の立場
をとり、とくに学友会は一部全学
持されてきた相対的低学費政策の
今日的位置と意義、これを守るた
めの施策、またこれにかかる困
止め指標や学費推定方法などをめ
ぐつて。

(3) 第三次長期計画後半期の財政
計画(試算)とこれを支える財政
政策の基本

四次長期計画につながる九〇年代
以降を展望する学園財政の確立を
めぐつて。

(4) 全学的論議によつて、後述
(5) 理事会は、今次全学論議の到
達点をふまえて相対的低学費政策
を今後とも堅持していくことを明
確にしたうえで、学友会が提起し
た直面している問題点に総合的に
こたえるものとして、財政計画の
厳しい見直しのもとに、当初提示
学費のなかの入学金改定幅につい
てのできる大きな権限をもつもの
である。その結果、大学審議会は、
大学のあり方に大きな影響を与える
ことのできるものであり、大
学・私学の再編、教育・研究・管

成パートとも基本的に反対の立場
をとり、とくに学友会は一部全学
持されてきた相対的低学費政策の
今日的位置と意義、これを守るた
めの施策、またこれにかかる困
止め指標や学費推定方法などをめ
ぐつて。

(3) 第三次長期計画後半期の財政
計画(試算)とこれを支える財政
政策の基本

四次長期計画につながる九〇年代
以降を展望する学園財政の確立を
めぐつて。

(4) 全学的論議によつて、後述
(5) 理事会は、今次全学論議の到
達点をふまえて相対的低学費政策
を今後とも堅持していくことを明
確にしたうえで、学友会が提起し
た直面している問題点に総合的に
こたえるものとして、財政計画の
厳しい見直しのもとに、当初提示
学費のなかの入学金改定幅につい
てのできる大きな権限をもつもの
である。その結果、大学審議会は、
大学のあり方に大きな影響を与える
ことのできるものであり、大
学・私学の再編、教育・研究・管

成パートとも基本的に反対の立場
をとり、とくに学友会は一部全学
持されてきた相対的低学費政策の
今日的位置と意義、これを守るた
めの施策、またこれにかかる困
止め指標や学費推定方法などをめ
ぐつて。

(3) 第三次長期計画後半期の財政
計画(試算)とこれを支える財政
政策の基本

四次長期計画につながる九〇年代
以降を展望する学園財政の確立を
めぐつて。

(4) 全学的論議によつて、後述
(5) 理事会は、今次全学論議の到
達点をふまえて相対的低学費政策
を今後とも堅持していくことを明
確にしたうえで、学友会が提起し
た直面している問題点に総合的に
こたえるものとして、財政計画の
厳しい見直しのもとに、当初提示
学費のなかの入学金改定幅につい
てのできる大きな権限をもつもの
である。その結果、大学審議会は、
大学のあり方に大きな影響を与える
ことのできるものであり、大
学・私学の再編、教育・研究・管

成パートとも基本的に反対の立場
をとり、とくに学友会は一部全学
持されてきた相対的低学費政策の
今日的位置と意義、これを守るた
めの施策、またこれにかかる困
止め指標や学費推定方法などをめ
ぐつて。

(3) 第三次長期計画後半期の財政
計画(試算)とこれを支える財政
政策の基本

四次長期計画につながる九〇年代
以降を展望する学園財政の確立を
めぐつて。

(4) 全学的論議によつて、後述
(5) 理事会は、今次全学論議の到
達点をふまえて相対的低学費政策
を今後とも堅持していくことを明
確にしたうえで、学友会が提起し
た直面している問題点に総合的に
こたえるものとして、財政計画の
厳しい見直しのもとに、当初提示
学費のなかの入学金改定幅につい
てのできる大きな権限をもつもの
である。その結果、大学審議会は、
大学のあり方に大きな影響を与える
ことのできるものであり、大
学・私学の再編、教育・研究・管

成パートとも基本的に反対の立場
をとり、とくに学友会は一部全学
持されてきた相対的低学費政策の
今日的位置と意義、これを守るた
めの施策、またこれにかかる困
止め指標や学費推定方法などをめ
ぐつて。

(3) 第三次長期計画後半期の財政
計画(試算)とこれを支える財政
政策の基本

四次長期計画につながる九〇年代
以降を展望する学園財政の確立を
めぐつて。

(4) 全学的論議によつて、後述
(5) 理事会は、今次全学論議の到
達点をふまえて相対的低学費政策
を今後とも堅持していくことを明
確にしたうえで、学友会が提起し
た直面している問題点に総合的に
こたえるものとして、財政計画の
厳しい見直しのもとに、当初提示
学費のなかの入学金改定幅につい
てのできる大きな権限をもつもの
である。その結果、大学審議会は、
大学のあり方に大きな影響を与える
ことのできるものであり、大
学・私学の再編、教育・研究・管

成パートとも基本的に反対の立場
をとり、とくに学友会は一部全学
持されてきた相対的低学費政策の
今日的位置と意義、これを守るた
めの施策、またこれにかかる困
止め指標や学費推定方法などをめ
ぐつて。

(3) 第三次長期計画後半期の財政
計画(試算)とこれを支える財政
政策の基本

四次長期計画につながる九〇年代
以降を展望する学園財政の確立を
めぐつて。

(4) 全学的論議によつて、後述
(5) 理事会は、今次全学論議の到
達点をふまえて相対的低学費政策
を今後とも堅持していくことを明
確にしたうえで、学友会が提起し
た直面している問題点に総合的に
こたえるものとして、財政計画の
厳しい見直しのもとに、当初提示
学費のなかの入学金改定幅につい
てのできる大きな権限をもつもの
である。その結果、大学審議会は、
大学のあり方に大きな影響を与える
ことのできるものであり、大
学・私学の再編、教育・研究・管

成パートとも基本的に反対の立場
をとり、とくに学友会は一部全学
持されてきた相対的低学費政策の
今日的位置と意義、これを守るた
めの施策、またこれにかかる困
止め指標や学費推定方法などをめ
ぐつて。

(3) 第三次長期計画後半期の財政
計画(試算)とこれを支える財政
政策の基本

四次長期計画につながる九〇年代
以降を展望する学園財政の確立を
めぐつて。

(4) 全学的論議によつて、後述
(5) 理事会は、今次全学論議の到
達点をふまえて相対的低学費政策
を今後とも堅持していくことを明
確にしたうえで、学友会が提起し
た直面している問題点に総合的に
こたえるものとして、財政計画の
厳しい見直しのもとに、当初提示
学費のなかの入学金改定幅につい
てのできる大きな権限をもつもの
である。その結果、大学審議会は、
大学のあり方に大きな影響を与える
ことのできるものであり、大
学・私学の再編、教育・研究・管

成パートとも基本的に反対の立場
をとり、とくに学友会は一部全学
持されてきた相対的低学費政策の
今日的位置と意義、これを守るた
めの施策、またこれにかかる困
止め指標や学費推定方法などをめ
ぐつて。

(3) 第三次長期計画後半期の財政
計画(試算)とこれを支える財政
政策の基本

四次長期計画につながる九〇年代
以降を展望する学園財政の確立を
めぐつて。

(4) 全学的論議によつて、後述
(5) 理事会は、今次全学論議の到
達点をふまえて相対的低学費政策
を今後とも堅持していくことを明
確にしたうえで、学友会が提起し
た直面している問題点に総合的に
こたえるものとして、財政計画の
厳しい見直しのもとに、当初提示
学費のなかの入学金改定幅につい
てのできる大きな権限をもつもの
である。その結果、大学審議会は、
大学のあり方に大きな影響を与える
ことのできるものであり、大
学・私学の再編、教育・研究・管

成パートとも基本的に反対の立場
をとり、とくに学友会は一部全学
持られてきた相対的低学費政策の
今日的位置と意義、これを守るた
めの施策、またこれにかかる困
止め指標や学費推定方法などをめ
ぐつて。

(3) 第三次長期計画後半期の財政
計画(試算)とこれを支える財政
政策の基本

四次長期計画につながる九〇年代
以降を展望する学園財政の確立を
めぐつて。

(4) 全学的論議によつて、後述
(5) 理事会は、今次全学論議の到
達点をふまえて相対的低学費政策
を今後とも堅持していくことを明
確にしたうえで、学友会が提起し
た直面している問題点に総合的に
こたえるものとして、財政計画の
厳しい見直しのもとに、当初提示
学費のなかの入学金改定幅につい
てのできる大きな権限をもつもの
である。その結果、大学審議会は、
大学のあり方に大きな影響を与える
ことのできるものであり、大
学・私学の再編、教育・研究・管

成パートとも基本的に反対の立場
をとり、とくに学友会は一部全学
持られてきた相対的低学費政策の
今日的位置と意義、これを守るた
めの施策、またこれにかかる困
止め指標や学費推定方法などをめ
ぐつて。

(3) 第三次長期計画後半期の財政
計画(試算)とこれを支える財政
政策の基本

四次長期計画につながる九〇年代
以降を展望する学園財政の確立を
めぐつて。

(4) 全学的論議によつて、後述
(5) 理事会は、今次全学論議の到
達点をふまえて相対的低学費政策
を今後とも堅持していくことを明
確にしたうえで、学友会が提起し
た直面している問題点に総合的に
こたえるものとして、財政計画の
厳しい見直しのもとに、当初提示
学費のなかの入学金改定幅につい
てのできる大きな権限をもつもの
である。その結果、大学審議会は、
大学のあり方に大きな影響を与える
ことのできるものであり、大
学・私学の再編、教育・研究・管

成パートとも基本的に反対の立場
をとり、とくに学友会は一部全学
持られてきた相対的低学費政策の
今日的位置と意義、これを守るた
めの施策、またこれにかかる困
止め指標や学費推定方法などをめ
ぐつて。

(3) 第三次長期計画後半期の財政
計画(試算)とこれを支える財政
政策の基本

四次長期計画につながる九〇年代
以降を展望する学園財政の確立を
めぐつて。

(4) 全学的論議によつて、後述
(5) 理事会は、今次全学論議の到
達点をふまえて相対的低学費政策
を今後とも堅持していくことを明
確にしたうえで、学友会が提起し
た直面している問題点に総合的に
こたえるものとして、財政計画の
厳しい見直しのも

している。こうした政策が本学の相対的低学費政策を堅持することを困難なものとしており、相対的低学費政策を堅持するためにも、私学助成を拡大する取り組みをおいつそう強化することが重要となり組みも重視する必要がある。

③一九九〇年代から二一世紀にかけて日本をめぐる国際関係や産業構造をはじめとして経済・社会・文化にいたる日本の社会構造が大きく変動することが予想される。いま大学に「国際化・情報化・開放化」の課題がもとめられてくるときに、こうした動向はきわめて重要な意味をもっており、今後ともその内容をより深めることが必要となっている。

②以上の情勢認識のもとに、今後の学園創造における基本点として次の点を確認した。

- ①憲法と教育基本法にもとづく、「平和と民主主義」の教學理念を堅持し、地域・社会に開かれ真に国民的要請にこたえる大学を創造すること。
- ②大学の自治を守ることの今日的意義を確認し、全構成員自治の原則を堅持し、発展させていくこと。
- ③相対的低学費政策の歴史的役割と今日的意義を確認し、教学を支える財政という観点にたって、相対的低学費政策を堅持すること。教学と財政の統一的実現の努力をし、公費助成運動の新たな創造的な取り組みを強化すること。

以上の基本的確認にたって、学園創造において追求すべき基本的考え方と内容を追求すること。

②高い学力にうらづけされ、広い社会性をもつた、真に自主的な「学生像」の形成をめざすこと。

③「九〇年代から二一世紀にかけての社会構造上の質的な変動のなかで、本学の学生像をどのような高い水準をもつたものとして内容をつくりあげていくかを確固とした視点として確立すること。

④「七九確認」以来の「教育と研究の実践的統一」によって高い水準の教育と研究を創造していくという視点を受けつけ、高度な質をもつた研究の基盤を確立すること。

⑤相対的低学費政策を堅持し、教育と研究の新しい質と水準の展開を支える諸条件の整備、事務体制の再編、財政構造のあり方を追求すること。



西園寺記念館(国際関係学部棟)完成予想図

な課題として次のものを設定する。

- ①「平和と民主主義」の教學理念のもとで、教育・研究の「現代化・総合化・共同化」の取り組みをいつそう充実させ、国民の要請にこたえる「国際化」「情報化」のあり方と内容を追求すること。
- ②高い学力にうらづけされ、広い社会性をもつた、真に自主的な「学生像」の形成をめざすこと。
- ③「九〇年代から二一世紀にかけての社会構造上の質的な変動のなかで、本学の学生像をどのような高い水準をもつたものとして内容をつくりあげていくかを確固とした視点として確立すること。
- ④「このような教育と研究、生活と自治のいきいきとした主体の形成をめざす、学生と教職員、全構成員による大学の自治の新しい水準を築くこと。
- ⑤相対的低学費政策を堅持し、教育と研究の新しい質と水準の展開を支える諸条件の整備、事務体制の再編、財政構造のあり方を追求すること。

な課題として次のものを設定する。

- ①「平和と民主主義」の教學理念のもとで、教育・研究の「現代化・総合化・共同化」の取り組みをいつそう充実させ、国民の要請にこたえる「国際化」「情報化」のあり方と内容を追求すること。
- ②高い学力にうらづけされ、広い社会性をもつた、真に自主的な「学生像」の形成をめざすこと。
- ③「九〇年代から二一世紀にかけての社会構造上の質的な変動のなかで、本学の学生像をどのような高い水準をもつたものとして内容をつくりあげていくかを確固とした視点として確立すること。
- ④「このような教育と研究、生活と自治のいきいきとした主体の形成をめざす、学生と教職員、全構成員による大学の自治の新しい水準を築くこと。
- ⑤相対的低学費政策を堅持し、教育と研究の新しい質と水準の展開を支える諸条件の整備、事務体制の再編、財政構造のあり方を追求すること。

一、「学ぶ主体」としての総合的学生像の追求

III、教学改革の推進

教学改革論議の基礎には、学生実態をどう分析などのような「学生像」形成ははかつていくか、ということがすえられていかなければならぬ。

そのさい、学生実態・学生生活の把握は、たんに経済生活の面だけではなく、「八三確認」にいう四つのファクター（正課・クラス活動・課外活動・就職活動）や広義の生活や文化の面をも含んだ総合的なものでなければならない。

とくに強調されなければならないのは、ひとつは、後期中等教育のもとでの生徒実態・学生実態の変化との関連である。もうひとつは、学費問題の影響、経済生活の困難との関連である。いわゆる家計支持者年収四〇〇万円以下層のところでは、経済的な厳しさがもつとも集中してあらわれるが、五〇〇万円あるいは六〇〇万円層を含んで全体として困難が急速に増大し、とにかくこのもとで進む学生の生活様

式全体の構造的な変化が重要な意味をもつてくるということである。

それだけに、「真の自主性」の形態を軸とした「集団性・共同性・連帯性」、そして激動の社会を創造的に切り開き、社会のあらゆる領域に進出し活躍しうるようになる。「社会性」を備えた学生像の形成の中身が、さらに掘りさげられ具体化されていかなければならぬ。また、このような学生像の形成をたすけ、教育と研究、学生生活の新しい質と水準の展開を支えていけるような教職員像がもとめられていかなければならぬ。

(1) 教学改革が必要とされる状況として、一つは、新しい国民的要請・学問的要請への対応といふことと、二つは、青年・学生の実態の変化への対応といふことがあげられ、そのなかで本学の平和と民主主義の教學理念のいっそうの実質

二、既設学部の教學刷新(国際関係学部、情報工学科と、情報工学科との共同化を含む)

別編成の上級が行なわれて、履修の複線的な系統性が求められようとしていることである。それは、一方では、学生実態の変化とかかわった到達目標の具体化、明確化、発達段階におけるじた履修といふことと関連し、他方では、社会的路とかかわった専門的な技能・資格の修得ということと関連している。そのもとで、「専門性」や「実務性」（アラクティカルなものの志向）にもこたえていこうとする積極面は評価しつつも、同時に、大学教育における「総合性」、基礎的な学力、広いものの見方や考え方、人格形成などの課題がいつそう重要性をおびてくる、といふことが強調されなければならない。

(2) 今回の各学部の教學改革に共通している特徴は、学科制・コース制がめざされたり、あるいは類似の内在化がはかられていかなければならないという課題がうまれて、大学・学部の教學の特色を社会的に鮮明にうちだしていくことである。

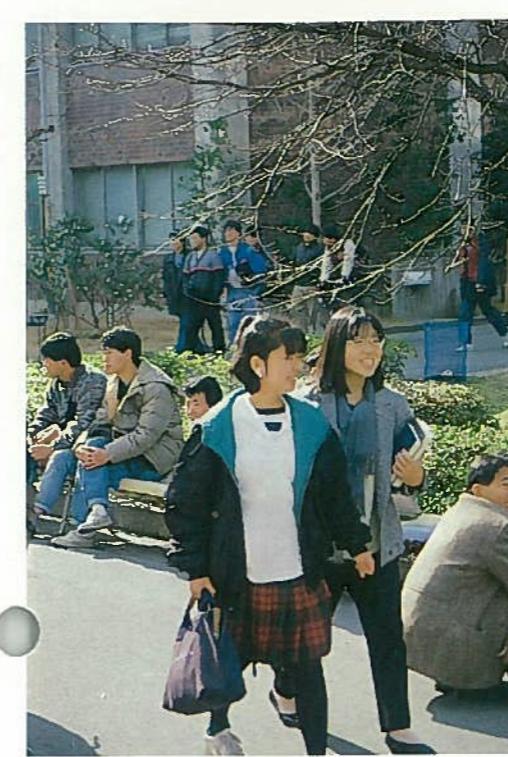
そのさい、新しい国民的要請・学問的要請の軸となってくるのは、「国際化」「情報化」および人間発達の課題であろう。

(3) 一九八七年度から情報工学科、一九八八年度から国際関係学部が発足するが、既設学部との共同化のなかで、「情報化」や「国際化」の教學的中身が既設学部においても実際にどのように進んでいくのか、といふことが問題とされ、さまざまなかたちでの合併講義、多様な学問的関心にこたえる他学部受講制度、すぐれた研究成果を学ぶ夏期集中講義などが設けられることになった。また、例えば新学部の生徒数対教員数の有利な教學諸条件をどのように全学的に役立てていくのか、といふ課題

についても具体化が進められつつある。

なお、情報化については、TS端末機の増設、実習機会の拡大の方策、学術情報システムの今秋からの開発などをおこなう。

三、二回生小集団教育の改革と自主的集団的学習活動の推進



91

この実施をうらづけるため、各学部での外国人教員による教育の中心となるべき専任外国人教員を導入する。
② 「特修外国語」の新設とセメスター制の導入
今次の基本的な改革趣旨のひとつである、意欲ある学生、能力ある学生の要求に積極的にこたえるものとして、従来の随意外国語の各科目の内容・位置づけの整理をおこない体系化をはかるために、八八年度から「随意外国語」を「特修外国語」と改称し、多様な学習

英語再履修については、現行の一回生特別補習は廃止し、特別再履習クラスの過去二カ年の実績からみて、受講学生の自学・自習を促し、効果が大きい点を勘案し、八年年度から従来の再履修クラスを廃止し、特別履修クラスのみとする。また、初修外国語については、従来の再履修クラスを一定数理し且つ初修外国語Ⅲで特別再履修クラスを設置する。

⑤ 二部外国语教育の改革



五、一般教育改革

「青年期教育」あるいは「大学入門教育」の重視ということとともに、関連して、「現代を反映した総合

二部の一般教育については、系統的履修をいつそう強化し、「国際化」「情報化」などの新たな課題や、今日の激しく変化する社会にたちむかっていくさいに必要とされる現代的教養教育の創造に積極的にこたえていくこと、などを軸とする今次の改革を具体的に推進する。そのため、一般教育センターなどをの諸機関との連携・共同化することが確認された。

学友会から問題提起のあつた、

論議で合意されてきた改革の主要な柱は、「改革提言」にうたわれている今次改革の目標のうえにたつて、学生像形成と結びつけて外國語教育の到達目標をあきらかにしていくということを基本におきながら、次のようなものである。

① 一回生英語二分割

一回生英語の一つのクラス(二単位)を二五人単位に分割し、半期交替で、一方は外国人教員による授業、他方は日本人教員による授業とする。これは英語コミュニケーション能力の養成、英語学習への積極的動機づけなどの点で多くの教育効果が期待でき、今次の改革の重点課題として八八年度から実施にうつす。但し、文学部はこの形態をとらないが、外国人教員による授業を積極的に導入して

目的にこたえるコースや科目、意欲ある学生の学習要求にこたえ外國語運用・実務能力の向上に力点を置いた科目的設置など、その内容を充実・発展させていく。

また、「特修外國語」については多様化と短期集中学習を可能にするために、セメスター制を導入し、半期集中開講方式とグレード制を具体化する。

③ 初修外國語の選択幅（科目）の拡大

初修外國語の選択幅（科目）の拡大については、近年の中國語達成者希望者の顕著な増大傾向をふまえ、これにこたえうる担当体制の問題を検討する。また、さしあたり、産業社会学部での中國語の八九年度開講について、実施の方針を具体化する。

形態と内容を追求することにたつて、次の改革を進めることを確認した。(ア)クラス定員四〇名規模のメリットを活かすために、テーマ、テキスト、授業方法などの改善を進めること、(イ)学生の多様な関心と語学力の水準にこたえるためにクラス選択制を導入し、いくつかのクラスについては外国人教員担当のクラスとすること、(ウ)第二外国語の要卒単位化、(エ)再履修の間講時間帯、特別再履修の指導体制などの問題についても検討を進めること。

①大学単位の基礎単位としての
外国語クラスの位置づけをはつき
りさせ、教授会、外連協において
その強化をはかる手立てをとつて
いくこと、②学生像論議にかかわ
り、外国語教育の到達目標設定の
基本的考え方(受動的な受講態度
をどのように積極的なものにか
え、学ぶ主体としての学生像形成
をはかつていくか、思考力にうら
づけられた積極的な表現力、発言
する力を身につけていくか)につ
いては、積極的に評価できるが、
初修外国語の具体的な到達目標に
ついては、改善の方策のなかで、
よりわかりやすく周知徹底をはか
る工夫をし、學習の動機づけを鮮
明にしていくこと、③初修外国語
教育については、大学で初めて学
ぶ科目として學習の動機づけのい



(2) 二回生小集団教育の改革についての全学的論議のなかで合意がかたちづくられてきたのは、その改革の基本的な趣旨と枠組みであった。すなわち、二回生教育の内容、到達目標の柱となるものについて、ひとつは、「ゆるやかな専門性」とかかわって、専門的研究に必要な基礎概念・理論・基本文献、あるいは、そのために不可欠な方法・手段・技術を体系的に身につけていくこと、二回生の大学教育一年間の自主的・集団的学習の経験の積みあげ、問題関心の多様な広がり、専門的学問への意欲の深まり、といった積極面のうえにたって、それを三・四回生での専門的研究に必要な基楚學

力を身につけていくことに繋いでいくということである。もうひとつは、「学ぶ主体の発達」とかかわって、真に自主的・集団的な学習の主体をつくりあげていくことである。

このよう二つの柱をもつて、一方での中講義形式と、他方での「自主ゼミ的なもの」の多様な形態との組み合わせの改革の方向がうちたてられてきた。

攻・学科ごとに小集団教育がおかれ、その形態は社会科学系のものと違うが、教学内容の到達目標については共通なものがある。」
その後、一・二回生配当の「基礎的科目」あるいは「中規模講義」の教學上の到達目標と内容を明らかにし、それにかんする教員の間の共同化をつよめる問題、二回生における自主的学習集団の組織化と活性化を保障していくきいの教員の援助・かかわり方の問題、二回生における自治活動の単位としてのクラスの減少をどのような手立てで克服していくかという問題が、各学部五者会談などをつうじて深められた。



革

そのうえで、今後ともクラス規模問題を学園像・学部像や学園規模問題の課題とかかわらせて論議していくかという現実的な問題のたてかたが重要であろう、と説明をしていくことが確認された。

一般教育全体の到達目標とそのも
との各系列および各科目の到達
目標との関連性、とくに、学生像
論議をふまえたそれぞれの到達目
標のおき方については、今後のい
つそうの検討課題としていく。

六、二部改革

- (1) 今次二部改革の柱は、二部改革要綱も指摘しているように、つぎの五点であった。すなわち、
①「労働者のための大学教育」の徹底と「社会人教育の形成」が二十一世紀にむけた本学二部の基本課題であることについて、全学の共通認識を確立し、②これにみあつた入学試験制度の改革を実施し、③本学での労働者教育の実績と経験のうえに、基礎学力の充実と専門的力量のいっそうの強化を図り、国際化・情報化・人間発達などの現代的課題にこたえうるカリキュラムを確立し、④一部基本施設を充実し、⑤二部責任体制を強化すること、である。

そして、次のような基本的視点を設定して、カリキュラム改革に取り組まされていった。①本学がこれまで蓄積してきた「労働者のための大学教育」の教学実践を、今日の新しい状況と課題のなかで、つそう発展させる視点②一部学生の多様な社会経験や現代的な問

しく批判した。また、教学改革がたち遅れ入試制度の改革だけが先行している、入学者獲得のための具体的な体制や努力が弱い、二部の発展にとつて不可欠な就職（転職）問題が軽視されている、学費問題だけが切り離されているなど、これらの課題の具体化のいかんが今次二部改革の成否を決めるであろうとして、今後とも継続して運動を進めていくことを表明した。

七、教学総括のため

(1) 全學的論議の後半になつて、

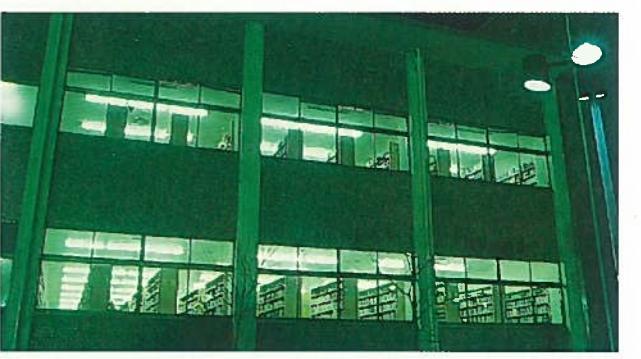


学友会は、「圧倒的多数の学生の参加による教育実践の科学的評価」のシステムの確立の必要性を提起した。その理由としてあげられたのは、①臨教審路線が上から大学評価・教育評価をうちだし、介入と管理の強化にのりだそし、うとしているおり、これと対決し、大学の自主的改革における教育の

充実と発展をかちとつていくためには、②本学における現実の授業実態・試験実態において、学費論議のつどになされる確認事項の実践化が普遍化・集団化されていないことによる、③学生は教育をうけるものの権利として大学の教育実践過程に参加し、その到達点を評価する権利をもつていて、大学において

(4) これに対しても、二部協議会は、二部基本施設の存心館への移転を軸とする施設諸条件の改善に取り組み、その具体化をはかるとともに、一部改革をいつそう推進していく決意を明らかにし、「勤労者・社会人のための大學生教育をめざして
改革の開始と推進——」(一九八七年一月二十九日、二部協議会)において、二部教学のめざす「学生像」を明確にし、一部教学改革の内容を具体的に提起するとともに、その改革を具体的に推進する二部責任体制を強化していくことを確認した。

題関心や意欲にこたえて「自立した勤労者にふさわしく、また、これをうながす教学の内容と形態」の実現、専門性と多様性の統一、本学二部でなにを学ぶかをわかりやすく示したカリキュラムの確立という視点、③二部学生の勤労・就学条件と特性にみあつた教学政策の実施の視点。



ける教育立場は教員の自覚的當券に土台をおきつとも、教員集団のなかでの厳しい相互・自己批判、学生集団からの積極的批判のもとにすすめられなければならないからである。また、「学園振興懇談会や五者会談などの論議を尊重しつつその論議を根底から支えるものとして圧倒的な学生が教学の創造とその到達点の評価に参加し、自主的学問研究活動の発展と結びつく新しいシステムの検討を要求する」とも主張した。

③ このシステムが教員の自覚的・自立的嘗みを損ねたり、教育実践を画一化したり、人事考課に結びついてはならない。教育実践研究運動を、自主的・自発的に展開することこそが最も重要なことであると考える。

(3) これに対しても大学側は次のように見解を表明した。

① 今次教学改革においては、裏に自主的・集団的な学習を、広範な学生が参加する下からの運動としてどう組織化するかが重要な課題となっている。学友会が、広範な学生の参加のもとに、学生の把握している実態と大学の把握している教学実態をつきあわせて総括することの意味については理解することができる。本学では、広範な学生の参加する先駆的な教学総括システム（学園振興懇談会、五者会談、回生別連絡會議など）を歴史的に確立してきており、こうした経験をふまえて今後さらに整理していくことが必要である。

② 学友会がこうした要求を提起する根拠としてあげている、臨教審路線にもとづく大学評価システムの導入等にみられるような社会的な状況、それと批判的にきりむすびながら国民的社會的要請にこ

対する要求に真にこたえることのできる魅力ある二部教学をわれわれがどのようにつくりあげ、広く国民の前に積極的にうちだすかがかかるで、今次改革において、二部教学を「勤労者・社会人のための大教育」として明確に性格づけ本学における従来の取り組みの成果を継承しながらその内実をさらに豊かにし、本学の二部教学に対する広範な国民の理解と共感を獲得していく取り組みを、全学あげて積極的に推進していくことがとりわけ重要となつてゐる。



たえた大学創造を進めていくことの重要性、大学の研究と教育がもつべき社会的責任の自覚的重要性については、その意味を理解することができる。

(3) この新しいシステムの問題を検討するばあいには、教育内容、研究と教育の相互関係、教員と学生の相互関係、いきいきとした教育実践を展開させていく配慮等の問題があり、こうした点について理論的にも実践的にも整理するとともに、柔軟性をもつて議論していくことが重要である。今後大学としては、こうした課題について、な教学機関で十分検討をおこない、学生諸君と論議を深めながら掘りさけていきたい。

(4) 以上のような論議をへて、なによりもそのような教学総括の実質的中身を創造していくことが重要であり、教授会をはじめとする教学諸機関で慎重な討議を重ね、その具体化に向けて検討した結果を遅くとも年度末までには提示していくことが確認された。

八、入試・入学政策と就職・社会的進路政策

(1) 入試・入学政策については、入学試験制度検討委員会が設けら

れ検討が行なわれてきた。そのなかで、入学試験の問題は、本学の教学課題の「入口」であり、教育内容および就職問題とならぶ課題、さらには学園政策上の基本問題である。という位置づけがあたえられ、多様な個性と能力を備えた学生層の形成をめざす入学試験制度の改革などが提起されてきた。この答申をもとに改革実施要綱がまとめられてきているが、その速やかな実現がはかられていく必要がある。

会的進路政策を確立していくければならない。とくに、教学課題とかかわっては、労働観、社会観、世界観に裏づけられ、実社会に通用する専門的力量と語学力をつけていくという視点にたつて、「何をどう教えるか」を明確化していくなければならないことが強調された。また、大学四年間をつうじて一貫した就職指導体制が確立されていかなければならぬ。

今後に残された検討課題として、就職や社会的進路を視野に入れたそれぞの学部像の明確化、二十一世紀を展望した内容豊かな学生像のいっそうの掘りさげをはかつていく必要がある。



九、大学院・研究政策の推進

(1) いま、内外において解決を迫られている新たな社会経済的諸課題の発生にともない、大学における研究に対する国民的関心はいちだんと高まっている。これにこたえ、大学での研究がひろく社会に開放され、社会的な支援と協力のもとで推進されること、すなわち「開放化」への期待と要求にこたえていくことは、今後の重要な政策上の課題となつていて。他方で、いわゆる追いつき型近代化の終了

(2) 研究と大学院をめぐる近年の新しい情勢の展開のもとで、一面では政府・文部省の大学院政策に批判的な目をそそぎながら、しかし他面では真に国民的な要請にこたえていく立場での積極的な対応を自主的・民主的改革としてなしとげいかなければならなくなつていている。研究政策と大学院政策を、「第三次長期計画（学園基本計画要綱）」の後半期の最重要課題の一つとして位置づけ、「三十一世紀を展望する学園創造と大学院政策について」（一九八六・三・二十四）がだされて、次のような課題が提起され

(1) いま、内外において解決を迫られている新たな社会経済的諸課題の発生にともない、大学における研究に対する国民的関心はいちだんと高まっている。これにこたえ、大学での研究がひろく社会に開放され、社会的な支援と協力のもとで推進されること、すなわち「開放化」への期待と要求にこたえていくことは、今後の重要な政策上の課題となつていて。他方で、いわゆる追いつき型近代化の終了

にともなう「創造的研究」ということが強調され、それが「政・官・財・学」一体となった大型プロジェクト研究のあり方とそのための推進体制、諸研究所構想の具体化、学部・学科に基礎をおく研究の推進、学術情報システムの構築、研究事務体制の飛躍的充実、あらたな研究室・研究棟の配置と整備など、諸課題の検討がますます進められてきつつある。そして、このようないくつかの若手研究者をどのようにくみこんでいくか、ということ

が緊要なものとなつていて。「大学院政策」については、これまでからも、本学における民主的研究者養成の概念のなかには、たんに狭義の大学などの研究者だけには限定されない広い内容がふくめられていた。しかし、いま、従来の本学大学院の教學理念としておかれてきた民主的研究者の養成という性格づけは堅持しながら、なかなか前期課程について高度職業人の養成という側面をも展開していかなければならぬ、という課題がでてきている。これら両者の位置づけと相互関係をさらに深め、その規模・体制と条件が策定されていくことが必要となる。

また、本学においては、文学研究科の心理学専攻と英米文学専攻のDCの設置および理工学研究科



の数学専攻のMCの設置という課題が残されており、さらに国際関係学部と情報工学科の大学院の設置というあらたな課題もうまれている。

をめぐる東の国民的要請を正確に分析し、本学の教學理念である平和と民主主義の内実化をはかつていかなければならぬ、また、大学院の諸課題を本学の教育と研究の新たな展開と学園全体の発展方向のなかに正しく位置づけていか

(4) 学園振興懇談会と平行して大学院懇談会や各研究科懇談会がもたられ、「研究と大学院をめぐる情勢と理念問題」「大学院の研究政策のなかへの位置づけ」「研究者養成および高度職業人養成とかかわる規模問題、いわゆる母体層問題」「研究指導のあり方」「就職問題」「OD問題」などについても論議が深められた。た。

なければならぬとし、五年一貫制の研究者養成機関として大学院を堅持し発展させ、高度職業人の養成や社会人の再教育の課題については、本学大学院の体制と条件、力量をふまえたうえで、判断してきめていくべきである、と主張した。

にたつた「他大学・他学部の教學改革の動向の把握・評価」の問題。それと結びつけた「各学部におけるめざすべき『学生像』」それと教学改革の内容とのつながり」の問題。そのような視点にたつた青年期教育論、大学教育論のいっそくの具體化の問題。

(1) 前期の学園振興懇談会の論議のあと、学友会・自治会から次に列挙するような今後の教学論議で深められるべき課題が大学側に提起されてきた。

① 「一九九二年以降、大学・私学の再編がはかられようとしているとき、本学園および各学部の教學をどのような特色あるものとしているのか」という問題。そのうえ

② 「今後の産業構造の変動をみすえた、社会的進路・就職問題と教育と社会人教育にふさわしいカリキュラムの内容と枠組み」の問題。

③ 「二部教学について、「勤労者教育と社会人教育にふさわしいカリキュラムの内容と枠組み」の問題。二部教学を全学の力で前進させる体制」の問題。

④ 「教育改革を支え発展させる施設という前提にたつた」施設問

題。真に自主的・集団的学習を多様な形態で形成・発展させる観点からの、当面の課題とならば、中長期的に学ぶことを中心とするような広義の学園生活づくり、キャンパスづくり」の問題。

(2) これらをふまえて、九〇年代から二十一世紀にかけての質的変動をみすえた学園の長期の構想や課題の柱として、VI「第四次長期計画の確立をめざして」でまとめられているような、真に国民的要請にこたえた教学の現代化のいつ

その展開と定着をはかつていく課題、および本学における高度な質をもつた研究の基礎を築きあげていく課題が確立されていった。

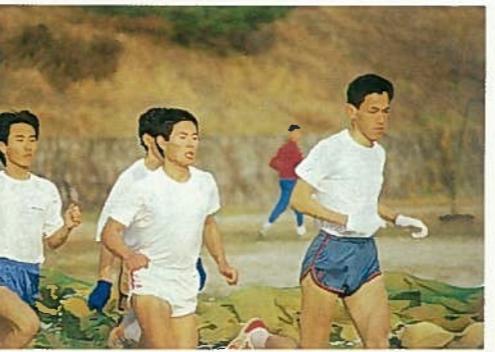


(3) 院生協議会は、研究と大学院

IV、総合厚生援助政策の推進

一、総合厚生援助政策の視点と具体化

(1) 一九八三年度の全学協議会においては、学生が真に学ぶ主体として自らを確立するという人格形成の課題を視野におき、学生生活実態をとらえ、かつ教学の問題としての視点をふまえて、厚生援助策を実施することとした。今次、総合的で体系的な厚生政策を検討するにあたっての全学的論議では、この確認をさらに発展させる見地から、次の四つの視点が重要



であるとされた。(1)学生の経済生活や学習・課外活動・アルバイト等にわたる全面的な実態把握と、臨教審が後期中等教育に与える影響を考慮に入れた政策とすること、(2)学ぶ主体としての確立を困難にしている阻害要因を取り除くこと、(3)正課授業のみならず、課外における学術・文化・スポーツ・自治活動をつうじて、確かに学力と豊かな人格形成を支えるものであること。(4)厚生援助施策が対象とする諸問題の根本的解決は、社会的・国民的課題であり、個別立命館大学の枠内でただちに解決できるものではないが、財政の民主的運用をつうじて個別私学として最大限の努力を行なうこととする。

(2) 理事会は、こうした視点と歴史的到達点をふまえて、狭い意味での経済援助という枠をこえて、全学生を対象とする総合厚生政策を提起した。そのなかで、学生が優れた人格形成をはかるうえで、高度化した学問を修得するとともに豊かな環境のなかで学術・芸・スポーツに触れることが重要であること、今日の多様化・高度

化した学生要求が、自己の確立と豊かな文化の享受をつうじて、混迷と激動に生きる幅の広い人間形態を求める要求であることに着目し、それに対応するセミナーハウスの建設やラウンジ等のキャンパス整備をはかることをあきらかにした。そして、経済援助については、国民の教育を受ける権利を保障すること、公平で公正な援助を行なうという観点に立つて全学生を対象とした総合的で体系的な援助を具体化することとした。

体系化にあたっては、国民の教育費負担がますます厳しくなるなかで全学生の半数近くを占める家庭年収六〇〇万円層をも含めて困難さが増大しているということ、二〇〇万円以下層にあっては、経済的矛盾が集中していることから、援助対象に広がりをもたせつつ低所得層に重点をおくものとした。

(3) 以上のこととふまえて、今次の全学論議においては、(1)経済的援助の体系化と重点化、(2)新セミナーハウスの建設を含むセミナーハウス政策の新しい展開について、(3)寮全廃の提起について、



二、経済的援助政策の改善と総合化・体系化・重点化

(1) 全学的論議をつうじて次の点を共通のものとして確認した。

厚生援助の役割は、すべての国民に教育を受ける機会を保障し、教育をつうじて人間として豊かに発達することとの寄与にある。それは、憲法・教育基本法が教育の機会均等を保障していることから、国および地方公共団体等はすべて

の国民の要望にそつてその実現に努力する責任がある。したがってこれまでから全学的に私学助成の立場に立つて具体的な実現に取り組んできた。これらは、今後なおいつそう強化することが重要なところである。

しかし、公的責任が回避され、受益者負担が増大している現在、教育の機会均等を守るために相対的低学費政策を堅持するとともに、経済的援助についても個別私学として最大限の努力を行なうことが重要な課題である。

であるとされた。(1)学生の経済生活や学習・課外活動・アルバイト等にわたる全面的な実態把握と、臨教審が後期中等教育に与える影響を考慮に入れた政策とすること、(2)学ぶ主体としての確立を困難にしている阻害要因を取り除くこと、(3)正課授業のみならず、課外における学術・文化・スポーツ・自治活動をつうじて、確かに学力と豊かな人格形成を支えるものであること。(4)厚生援助施策が対象とする諸問題の根本的解決は、社会的・国民的課題であり、個別立命館大学の枠内でただちに解決できるものではないが、財政の民主的運用をつうじて個別私学として最大限の努力を行なうこととする。

(2) 理事会は、こうした視点と歴史的到達点をふまえて、狭い意味での経済援助という枠をこえて、全学生を対象とする総合厚生政策を提起した。そのなかで、学生が優れた人格形成をはかるうえで、高度化した学問を修得するとともに豊かな環境のなかで学術・芸・スポーツに触れることが重要であること、今日の多様化・高度

化した学生要求が、自己の確立と豊かな文化の享受をつうじて、混迷と激動に生きる幅の広い人間形態を求める要求であることに着目し、それに対応するセミナーハウスの建設やラウンジ等のキャンパス整備をはかることをあきらかにした。そして、経済援助については、国民の教育を受ける権利を保障すること、公平で公正な援助を行なうという観点に立つて全学生を対象とした総合的で体系的な援助を具体化することとした。

体系化にあたっては、国民の教育費負担がますます厳しくなるなかで全学生の半数近くを占める家庭年収六〇〇万円層をも含めて困難さが増大しているということ、二〇〇万円以下層にあっては、経済的矛盾が集中していることから、援助対象に広がりをもたせつつ低所得層に重点をおくものとした。

(3) 以上のこととふまえて、今次の全学論議においては、(1)経済的援助の体系化と重点化、(2)新セミナーハウスの建設を含むセミナーハウス政策の新しい展開について、(3)寮全廃の提起について、

課外活動の充実・発展の施策、(5)キャンバス整備について、という諸点にわたる論議が深められた。

三、セミナーハウス

(1) 全学的論議のなかで、セミナーハウスの今日的課題を次のように共通のものとして確認した。

制度である。この制度は、学生生活を保障するうえで歴史的にも大きな役割を果たしてきているが、今日的な学生実態に適応した援助として、各種の制度の吸収・統合を含めて積極的に改善をすすめる。具体的には現在の甲種学資貸与、乙種学資貸与・二部新入生特別学資貸与・臨時学資貸付は廃止とし、新しい名称の「学費貸与」制度に再編・統合し、一九八八年四月から実施する。

新しい制度として実施する「学費貸与」のうち、(1)新入生学費貸与は、父母・学生の入学時の経済的負担の軽減をはかることを目的に、年間学費（入学金を除く）の貸与について従来の一円十分の五から、家計実態にそくして全額または一部を貸与することにする。

(2) 在学生の学費貸与については、在学中のにおける学費負担の軽減をはかることを目的に、年間学費の全額または一部を貸与する。予約制度に再編・統合し、一九八八年四月から実施する。

現行の経済的援助制度を以上のより有効な新しい制度を創設していく必要がある。したがって、学部の学生に、学費年額（入学金をもつての限界性を考慮すれば、より有効な新しい制度を創設していく必要がある。したがって、学

生を対象とした施設援助は、セミナーハウス・学生会館・合宿所・生協施設等、学生生活が豊かで文化的に過ごせるよう学生の要求もくみいれて整備されてきた。今日、このような施設援助のなかでこれが重要であることから、現行の諸制度の見直しと改善をはかり、総合化・体系化・重点化の施策を次のように具体化するとして提案を行なった。

(1) 本学の奨学金制度 本学の奨学金制度のなかで主要な位置を占めてきたのは学資貸与

ないアルノイト情報の提供による紹介方法もとっている。今後、学生生活上での自主的・民主的組織として重要な位置を有している生活協同組合や、学生相談所とのネットワークづくりをすすめるなど、有効な対策を検討し追求する。また、不必要的アルバイトや過度なアルバイト就労に対する適切な指導も実施していく。

下宿については現在、斡旋は生協に移管しており、一定の成果をあげている。今後、生協との連携を強化し、安心して勉学生生活が送ることのできる下宿を斡旋できるよう施策を強化する。また、下宿協は、理事会の提起に対し、現行の諸制度を見直し、経済援助の体系化・重点化をはかり、さらに「学費減免」制度を新設したことは、学生の経済生活実態を反映させて的確な援助を展開する上できわめて重要である。と見て評価した。

学友会は、理事会の提起に対し、現行の諸制度を見直し、経済援助の体系化・重点化をはかり、さらに「学費減免」制度を新設したことは、学生の経済生活実態を反映させて的確な援助を展開する上できわめて重要である。と見て評価した。

(2) 理事会は、以上の課題にもとづいて、セミナーハウスの位置づけと「新セミナーハウス」の建設を含めたセミナーハウスの新しい位置づけは次のようなところにある。

(ア) 歴史的に本学の教育体系のなかで重要な位置を占めている小集団教育体系の充実とともに、学生

を対象とした施設援助は、セミナーハウス・学生会館・合宿所・生協施設等、学生生活が豊かで文化的に過ごせるよう学生の要求もくみいれて整備されてきた。今日、このような施設援助のなかでこれが重要であることから、現行の諸制度の見直しと改善をはかり、総合化・体系化・重点化の施策を次のように具体化するとして提案を行なった。

(1) 今日の学園課題にてらし、セミナーハウスに求められている課題の共通認識のうえにたつたその位置づけは次のようなところにある。

(ア) 歴史的に本学の教育体系のなかで重要な位置を占めている小集



で、以下のとおりの基本的見解を表明し再提起と討議期間の保障を要求した。

① 私学における全寮に支えられた厚生援助施設としての寮は、学生・父母のおかれている厳しい生活実態や、学費の異常なまでの高助政策全体の発展とともにいちだんと重要な役割を担っていること。

② このことは、給付的援助として優れた役割を果たしている本学

の寮に、現在も二〇〇名に及ぶ経済的援助を求める学生が入寮し、有効な援助を受けていることからも、その必要性は明白である。

③ 立命館大学における寮政策も、学生の実態と今日の要件にもとづいて寮を充実・発展させる方向で進めていくことが重要である。

④ 今日の全国的な寮問題の中心は、その実態が学生の要求にてらして大幅に遅れていることに対して、社会的闘争と結合して寮を充実させていくことであるにもかか

る。わらず、これまで相対的低学費政策を掲げてきた立命館大学が寮を全廃するということは、臨教審路線に反対し政府の文教政策の根本的大な影響を与えるものである。

(3) それに對して理事会は、全学的視点にたって、総合的・体系的な厚生援助の整備を図り、総合厚生援助政策の立場から全学生を対象とした施策を進めることができることを強調した。厳しい論議を経て十月九日の拡大会は一九九一年三月末をもつて全寮を廃止するという大學の立場をいささかも変更するものでないことを前提に、①一年間ないし二年間の討議期間を設定するが、②学思寮については一九八八年三月末で廃止すること、③討議期間中の朱雀寮と双ヶ岡寮の人寮募集について、定員の範囲内で募集を認め、との見解を表明した。

五、課外活動の充実・発展の施策について

(4) 学友会は、理事会の見解に対して、寮全廃の提起を改めようとして、寮全廃の提起を改めようとしないものであると厳しく批判し、①学思寮の廃止については反対である、②しかし、学生の要求にこたえて討議期間を設定したこと、朱雀寮と双ヶ岡寮についての存続を確認し、討議期間中の

の学ぶ主体としての自立・成長を高め、確かな学力と豊かな人格形成をはかることが必要である。

⑴ それは、小集団教育体系を中心としたクラス・ゼミを基礎とする自主的学習研究活動や、その他自主的集団的諸活動に対する厚生施設援助を基本としたセミナー（ウ）社会生活の高度化とともに文化的で健康的な学生生活が過ごせるためには、スポーツやレクリエーションの側面や保養所的な側面についてはセミナー・ハウスの整備計画のなかで考慮していくことが必要である。

(エ) したがつて、セミナー・ハウスの新しい展開は、セミナー・ハウスの今日的課題を認識して、新しく構想するいわゆる「新セミナー・ハウス」についても、既設セミナー・ハウスの機能・位置づけの関係を念頭におきながらすすめていくことが大切である。

⑵ 「新セミナー・ハウス」については、先にあげた位置づけをふまえたうえで、次の諸点をおさえておくことが必要である。(ア)「新セミナー・ハウス」の建設によつて、現在の衣笠（仮設）セミナー・ハウスは閉鎖し、ここでの利用上のメリットは新しいセミナー・ハウスでさらに発展させる必要がある。(イ)

立地上の地理的条件としては、全學生を対象とした施設援助としてのセミナー・ハウスが、小集団教育を中心としたクラス・ゼミを基礎とする自主的学習研究活動等にとって最も有効に機能することが必要であり、キャンパスに近接している場所に建設する。(ウ)施設・設備については、会議室と宿泊施設を設けるなどラウンジ的な空間を広くとり、視聴覚設備やギヤラリーを設置し、学生の自主的集団的活動が生き生きと活性化できる施設として具体化する。また、昼間の利用状況が比較的緩和される時間帯については、正課の小集団授業にも利用するなどの検討も視野に入れておくべきだと考えられる。したがつて、学生の憩える施設・設備を整え、学生が落ち着いて学問を深め、文化的な環境にも接しうるような施設であることが必要である。また、地域社会にも開かれた施設としての有効利用も必要であろう。(エ)「新セミナー・ハウス」の建設については、限られた私立大学財政のなかで、総合厚生援助政策全体をつうじて財政の民主的・効率的運用を図つて、く視点に立つことが必要である。建設は遅くとも一九八九年度に着工し、年度内に竣工とする。なお、「新セミナー・ハウス」の建設

にかかるては、今後全学的に「建設委員会」（仮称）を設置して、全學構成員の英知を結集し、全學生を対象とした施設援助としてのセミナー・ハウスとの関係は、衣笠キャンパスとの距離や立地条件の特性を考慮して、それと連携して、その長所を有機的に総合化しながら生かしていくことが大切であるから、既設セミナー・ハウスについても積極的な活用がはかれるよう改善・拡充を行なう。

学友会は、理事会の基本的な考え方について確認したうえで、学生の多様化・高度化する学生要求をふまえたもので、新たな学生の自主的・集団的学習活動をいつそう推進する内容のものであり、その積極的意義と位置づけについては評価するとの見解を示し、今後学生の具体的な要求をもとに施設・整備の充実を理事会として受けとめることを強く求めた。

四、寮の廃止をめぐつて



(1) 理事会は、次のような政策的判断にたつて、本年度末をもつて今後の寮の充実・発展への運動の足がかりを守つたという意味で、全学生にとつてもまた全国的にも重要な意義をもつといえる、との見解を表明した。そのうえで、今后においては充実した明るい寮生に歩む寮づくりの運動を前進させるとともに、私学助成の増額をめざす社会的闘争への発展と前進のなかで、寮の充実・拡大の展望を切り開いていく継続した闘いを前述した。

(5) 今後における寮問題について、理事会は、「寮政策の抜本的見直しについて」で示した見解を変更するものではなく、設定された討議期間においても引き続き積極的に議論を続けていくことを表明した。

(2) この提起に對して、学友会は、生活費に占める住居費の割合が年々上昇していることや、日本育英会奨学金がいぜんとして十分でないことなどから、寮の廃止は学生や寮生の生活実態に反しているものであるということ、そして、今日なお強く存在する寮の充実・発展への要求に目をむけることなく、政府の貧困な文教政策のもとでの個別私学における努力の限界を理由に、財政効率化の観点のみを優先させた政策にほかならないこと、さらに提起期間も遅く問題の重大性に対応する全學討議期間を保障していないことから、寮の廃止には反対であるとしたうえ

わらず、これまで相対的低学費政策を掲げてきた立命館大学が寮を全廃するということは、臨教審路線に反対し政府の文教政策の根本的大な影響を与えるものである。

(3) それに對して理事会は、全学的視点にたって、総合的・体系的な厚生援助の整備を図り、総合厚生援助政策の立場から全学生を対象とした施策を進めることができることを強調した。厳しい論議を経て十月九日の拡大会は一九九一年三月末をもつて全寮を廃止するという大學の立場をいささかも変更するものでないことを前提に、①一年間ないし二年間の討議期間を設定するが、②学思寮については一九八八年三月末で廃止すること、③討議期間中の朱雀寮と双ヶ岡寮の人寮募集について、定員の範囲内で募集を認め、との見解を表明した。

(1) 大学における学生の課外活動は、学生が自らを確立し、現代社会に生きる者として、人格形成をはかるうえできわめて重要な一つである。とくに、今日の高度に発達した社会のもとでは、学生の課

外活動に対する要求も多様化・高精度化し、自己の確立と豊かな文化の享受をつうじて、混迷と激動のなかに生きる幅広い人間形成とその実現を強く要望した。とりわけ、歴史的到達点の上に立つて、今日の学生要求と実態を十分に把握し、本学の力量を考慮しながら改善をすすめていくことが重要である。

(2) 学友会は、課外活動に関する多面的要件を実現することが、大學が示した総合厚生援助政策を内実化させるものであるとして、その実現を強く要望した。とりわけ、「八三全學協議認」にもとづく諸成果を引き継ぎ、さらに発展させた見地から、多目的展示室の設置や学外の練習場使用料、そして機器・備品の充実などの広範圍にわたる諸團体の要求を実現するとともに、その後の各分野における発展状況に対応する諸条件の確保と指導体制の強化によって高度化をさらに追求することが重要である、と指摘した。また、カヌーの艇庫や射撃場が外的な事情によつて現状の活動継続が困難な事態に直面していること、水室グラウンドに代わる新グラウンドの確保のほかに、ブールの建設についても、その打開策を強く求めた。

(3) 大学は、課外活動全般にわたる諸要求に対し、多目的展示室については八八年度に開設すること、緊急を要するカヌー艇庫や射撃場問題、それに騒音問題と深く関係する音楽練習場問題については、直面している状況に対応する過渡的具体的施策をとること、新グラウンドやブルーベル建設要求は、多額の財源を必要とすることから、第四次長期計画以降における検討課題としつつ、当面のところは施設条件面における改善・工夫をこらして、生じている問題を克服しうる施策を講じることとした。また、高度化をめざす学術・学芸・体育の各分野における指導体制の強化という点については、「八三全学協確認」事項の到達点をおさえつつ各分野毎の実状をふまえて、顧問制やコーチ制の充実を具体化する対策を検討するなど、そして、視聴覚機器や印刷機器の充実等の項目にわたる諸要求についても、学友会補助金を増額し、実態に対応した施策を講じることとした。

二、相対的低学費政策の到達点

財政・学費をめぐる全学的論議では、相対的低学費政策をめぐつて、その歴史的到達点とこれを今後とも堅持する方向いかんということがもつとも中心的な論点となつた。学友会の厳しい追求のなかで、あらためて相対的低学費政策の重要な意義が再確認された。



一八歳人口の急増・急減による私学の激動の時代に入れる九〇年代、国民的立場にたつた大学創造を追求していくためには、直面する「第三次長計」後半期の実践と連動させつゝ九〇年代から二世纪目前とする「第四次長期計画（九一年～九九年の八カ年）」の確立が学園の重要な課題となってきたこと。こうした課題を展望するために、最大限の努力を行なうことがいつそう重要となつてきていていること。

④これらのことと相対的低学費政策を堅持しつつ実現していくために、最大限の努力を行なうことがいつそう重要となつてきていること。

(3) 同時に「七三年度全学協確認」は、この政策が「私学の民主化を実現する道筋を示す」ものであり、

三、相対的低学費政策の堅持の基本方向

学費の実現に努力してきた。五〇年代・六〇年代の学園内の努力目標としての追求から、七〇年代には学費問題を私学の基本的矛盾に対する運動的課題として位置づけ、国民的な公費助成運動と私学の民主的運動との結合により相対的低学費政策にまで高め確立してきた。八〇年代には、公費助成政策の後退と受益者負担主義のもとでの高等教育の再編政策が進行するなかで、高学費化がいちだんと進行した。また、国民的要求にこたえる大学創造の課題を追求することをとおして、本学の学費もまた九私学の平均に急接近せざる

ことは、その点で、「八三年度全学協確認」が示した相対的低学費政策を堅持するうえでの「新しい困難な状況」のなかにありながら、教学・財政にわたる長期計画にもとづいて相対的低学費の追求に努力がはらわれてきた。今日も

なお、社会的に大きな影響をもつて、その到達点を示すものである。このように「七三年度全学協確認」が示している相対的低学費政策の意義の基本をあらためて再確認することが、今日いつそう重要となつてている。



六、キャンパス整備について

学友会から長期的な見とおしに立ったキャンバスの総合的な整備案を提示すること、同時に、緊急

は施設条件面における改善・工夫をこらして、生じている問題を克服しうる施策を講じることとした。また、高度化をめざす学術・学芸・体育の各分野における指導体制の強化という点については、「八三全学協確認」事項の到達点をおさえつつ各分野毎の実状をふまえて、顧問制やコーチ制の充実を具体化する対策を検討するなど、そして、視聴覚機器や印刷機器の充実等の項目にわたる諸要求についても、学友会補助金を増額し、実態に対応した施策を講じることとした。

V、学園財政の確立のために

一、財政・学費をめぐる全学的論議の到達点

(1) 学費をめぐる四年に一度の全学的論議は、学費改定のみにとどまることなく、本学の現状と課題の総合的把握のうえに、本学がめざすべき学園創造の論議を集約し、これを短・中・長期の学園改革計画としてまとめあげていくものでなければならない。財政・学費はこれを支え推進する物質的保障であり、それだけにたんなる財政計画（試算）の検討に終わることなく、学園財政確立の基本においては、これまでの長い間、立大学の財政をとりまく情勢や課題を把握しなければならない。

(2) 今次全学論議のなかで構成各パートは、本学が直面している事態について次のような点で認識を一致させてきた。
① 今日の日本における高学費の状況とその根本原因についての認識とともに、その解決が国民的社會的課題であり、各パートがそれぞれの立場の違いを認めあいつつ、自主的取り組みや共同の取り組みを強めていくことの必要性と重要性について。

② 現実の日本のなかで、個別私学の努力としての本学の相対的低学費政策の意義、それが果たしてきた歴史的役割の評価、したがってこの政策の堅持の重要性について。

の課題として、存心館南側の新研究室棟建設にともない学生の憩いの場所が狭くなっている現状を解消するため、当面の措置としてキャンパス内に学生の憩える場を確保する施策を検討するよう要求が中央グラウンドのあり方やキャンパス周辺部分の整備を含めて総合

出された。

これに対して、理事会から、キャンパスの総合的な整備についての意見を述べたことを約束したい、は、新研究室棟完成を機として、キャンバス内に学生の憩える場を確保する施策を検討するよう要求が

的な整備計画を検討しており、新研究室棟完成と同時にその具体的な要請にこたえる質の高い教育政策を推進していく必要性と、本学の学園規模や学部構成上の問題等から、結果として本学学費が急速に九私大平均に接近しつつあるという事態の認識について。

③ 相対的低学費政策のなかで国民的要請にこたえる質の高い教育政策を推進していく必要性と、相対的低学費政策が追求してきた国民にひらかれた大学づくりとの接点が、厳しく今日問われている題については基本的に認識を一致させ、それに立ち向かう方針や政策、その一つの中心である相対的低学費政策をめぐつて、次のように合意がえられてきた。

④ 今次全学論議のなかで構成各パートは、本学が直面している事態について次のような点で認識を一致させてきた。

① 今日の私立大学の財政をとりまく状況はきわめて厳しく、これの解消のためには抜本的な公費助成の拡充が重要であり、このための運動を国民的支持を得つつ全学あげて取り組むことが必要であること。

② 厳しい財政条件のもとで質の高い教学改革を行なっていくためには、綿密で長期的視野をもつた計画を確立し、これを全学の一致した力で実現していく以外にはないこと、本学が現在取り組んでいる「第二次長期計画（学園基本計画要綱）」はこの具体化の一つであり、その到達点を正確にふまえ、弱点を克服しつつ完遂していくこととがきわめて重要となつていて。この計画を全学的要請にもとづいてより内容豊かなものとするとともに、これを支える財政計画の緻密な策定が必要であること。

③ さらに長期的な展望、とくに

④ このような認識の一貫のうえに、学園財政をめぐつて次のように点を確認することができた。

① 今日の私立大学の財政をとりまく状況はきわめて厳しく、これの解消のためには抜本的な公費助成の拡充が重要であり、このための運動を国民的支持を得つつ全学あげて取り組むことが必要であること。

② 厳しい財政条件のもとで質の高い教學改革を行なっていくためには、綿密で長期的視野をもつた計画を確立し、これを全学の一致した力で実現していく以外にはないこと、本学が現在取り組んでいる「第二次長期計画（学園基本計画要綱）」はこの具体化の一つであり、その到達点を正確にふまえ、弱点を克服しつつ完遂していくこととがきわめて重要となつていて。この計画を全学的要請にもとづいてより内容豊かなものとするとともに、これを支える財政計画の緻密な策定が必要であること。

③ さらに長期的な展望、とくに

④ 公費助成の削減、国民的要請にこたえる質の高い教育政策を推進していく必要性と、本学の学園規模や学部構成上の問題等から、結果として本学学費が急速に九私大平均に接近しつつあるという事態の認識について。

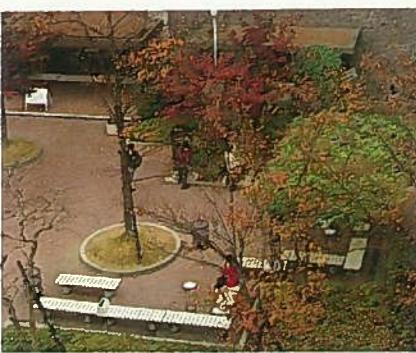
⑤ こうした二つの課題をそれぞれ相反するものとしてとらえるのではなく、統一的に実現していくことの重要性と可能性を示している。

(2) この間の全学的論議のなかでも、九〇年代から二一世紀にかけての学園の長期の構想や課題の柱が、次のような論点にそくして提起されていた。

第一は、国民的要請にこたえた教学の現代化のいっそうの展開と定着をはかっていく課題で、「国際化」や「情報化」「地域にねざし、国民にひらかれた大学」づくりの徹底、学部・学科の再編成をもふくむ特色ある大学・学部づくり、それとむすびいた教学のさらなる「刷新」と「改革」ということである。

第三は、新学部・新学科によつてはなお十分に解決されなかつた新たな学園規模問題への取り組みという課題で、これには既設および新設の諸条件を考慮にいれたキャンパス配置・整備計画の策定ということがともなつ。

第四は、教育と研究、学生生活の新しい質と水準の展開をささえうるような諸条件の効率的な整備・事務体制の電算化と再編、学園のあたらしい運営体制の構築、「国際化」「情報化」「開放化」や新たな学園規模問題の解決を可能とさせ相対的低学費政策を堅持し、うるような財政構造のあり方を追求していく課題である。



VI、第四次長期計画の確立をめざして

(1) 【第三次長期計画】と【学園基本計画要綱】で残された後半期の課題をなしとげるなかで、学園創造の次のステップにむけての新たな課題への展望を明らかにしていくことが、一九八七年度の全學的論議の重要な目標であつた。後半期の課題のどのひとつをとっても、その改革を真になしとげていくためには、社会的情勢と高等教育をめぐる今後の長期的質的変動をみすえた、もつと大きな視点からの取り組み方の再構築を必要とするのである。

第二は、本学における高度な質をもつた研究の基礎をきずきあげていく課題で、いっそ社会化された、国際的水準をもつた研究、地域に責任をもつた研究の創造、プロジェクト的研究の推進およびそれとむすびついた大学のあり方にふさわしい社会的資金の導入、学術情報システムの構築、研究所構想の具体化、そして研究事務体制の強化、ということである。また、これとかかわった大学院政策の具体的展開である。

第三は、新学部・新学科によつてはなる十分に解決されなかつ

さらに、立命館中学校・高等学校と大学とが一貫してつながる教育上のメリットを最大限にいかし、いつそうの財政的自立性を強めながら、総合学園としての社会的影響力をいちだんと高めていく課題がある。また、高校などとの新しい社会的連携基盤をひろめていくことも必要となつてくるであろう。

とがあるに加えて、研究課題の柱。これに、長期の構想や課題の柱のそれぞれについても、その課題性と内容が具体化され豊富化されていく。

立命館大学学友会中央常任委員長
立命館大学院院生協議会執行委員長
立命館教職員組合執行委員長
立命館大学生活協同組合理事長(オブザーバー参加)

(2) 相対的低学費政策を長期に堅持していくための基本方向は、公費助成の拡大を国民的な運動として取り組むことである。今日の高学費をもたらしている真の要因を正確にとらえ、全学の構成パートがそれぞれの立場を尊重しつつ、共同の力で社会的国民的運動を開発することの重要性があらためて確認された。

(3) そのうえで、この政策の堅持のために個別私学として可能なあらゆる努力がなさるべきであるとして、次のような課題が確認された。

① 本学が歴史的にきずいてきた財政政策の基本視点をあらためて再確認し、この視点に貫かれた政策の具体化を日常的に取り組むこと。

(ア) 教学優先が貫かれている財政であること。

(イ) 相対的低学費政策を堅持する

取り組みとして、全学あげてのぎりぎりの財政努力を行なうこと。しかもそれをたんなる経費節減努力の水準にとどめるのではなく、全学構成員による財政の計画・執行・管理の全側面にわたるいつそう高度な財政民主化への取り組み

A photograph showing a bus stop with a white roof and a sign that reads "バス停" (Bus Stop). The stop is located under a large tree with vibrant orange and yellow autumn leaves. In the background, there are more trees and a building. Several streetlights with red shades are visible along the sidewalk.



四、公費助成運動への全学的取り組み

(1) 相対的低学費政策を堅持し、学園の長期の展望をきりひらいていくために、いぜんとしてもつとも重視しなければならないのは公費助成運動への取り組みである。私立大学経常費助成は、助成比率最高二九%をこえていたのが、既年度では一九%を割り込むまで落ち込んでいる（本学の場合、二三%強→一五%弱）。前年度予算比率では、マイナス統きから零%の方向で提出されている。ただし内容では、一般より特別へ、一般のなかでも目的助成、プロジェクト助成へと傾斜している点に注意しなければならない。

させとの決議の具体化は、まさに国民的な課題であり、立命館として全力をあげるとともに、国民的な運動の高い到達点をつくりだす以外はない。

以上のような立場から、僅かとはいえ経常費予算のマイナスからプラスへの反転の兆しがみえる現在、全学公助連への結集を強め、国民に支持される豊かな運動を強力に推進することが、理事会の固有な取り組みとあわせて、結局は本学の財政を貞に改善し、学費問題の解決に資することになるであらう。

た。このなかで、学友会は、これに取り組む基本的な態度として、①臨教審答申にみられる大学・教育をめぐる激しい情勢とりむすび、国民の高等教育要求にこたえたものにすること、②全構成員自治にもとづき、全学の英知を結集して進ること、③「第三次長期計画」の前半を終えいつそう厳しくなつてゐる現実を直視し、相対的低学費政策を堅持するものであること、という三点を強調した。

(4) いま、このような長期の構想や課題の柱の掘り下げをいつそう進めるとともに、それらを全体的な枠組みのなかに構造的にくみた政策化していくなければならないいところにきている。一九九二年以降の次の長期計画の策定にむけて、その準備のための基礎づくりと委員会の設置などの体制化が検討されていかなければならぬ。とりわけ、「第三次長期計画」が後半期に入つた現在、この計画がもつとも重視した学園規模問題の解決、つまり都市型中規模二万

人規模大学の実現は、その方向性は確保したとしても、現実の条件とはなりえていない厳しい状況にあることを強調しておかなければならぬ。この学園規模問題の解決は、今後に樹立るべき「第四次長期計画」の中心的課題のひとつとなるとともに、それがまた相対的低学費政策を長期に安定的に堅持する現実的条件を与えるものともなる。学園規模問題の解決へのアプローチは、二一世紀を展望した国際化、情報化、開放化のいつそうの発展の上に立つたものであり、将来にむけての学園像、学生像、教職員像の新たな展開の上に立つたものである。

現代的・社会的要請に積極的にこたえる内容をもつ、学部・学科の改組・再編の課題、研究政策と大学院政策の新たな展開の課題、教育・研究の社会化・開放化の課題、関西地域における学術研究の拠点づくりの社会的動向をみとおした学園のあり方などを総合的科学的に検討し、「第四次長期計画」を策定する作業が早急に開始されいくべきである。

新築・改築の建物名称を決定

西園寺記念館は学祖の名から

このたび、現在新築・改築中あるいは着工予定の建物の名称を次のように決定しました。その役割と名称の由来をご紹介します。

国際関係学部棟は西園寺記念館

一九八八年四月に開講する国際関係学部の学部棟の名称は、「西園寺記念館」と命名しました。西園寺公望公は、フランス留学やその後のたびきさなる渡航によって幅広い国際性を身につけ、思想の自由と社会の平等をめざす西洋の近代思想を会得したりベラリス

トであり、「世界中の一員としての日本」を強く自覚していた国際主義者でありました。ここに新しく建設した国際関係学部棟を「西園寺記念館」と命名した理由があります。

「中川会館」(本部棟)と「末川記念会館」は、本学園創立者(中川小十郎先生)および本学園名誉総長(末川博先生)のお名前を冠した建物です。

本学園の名称の由来は

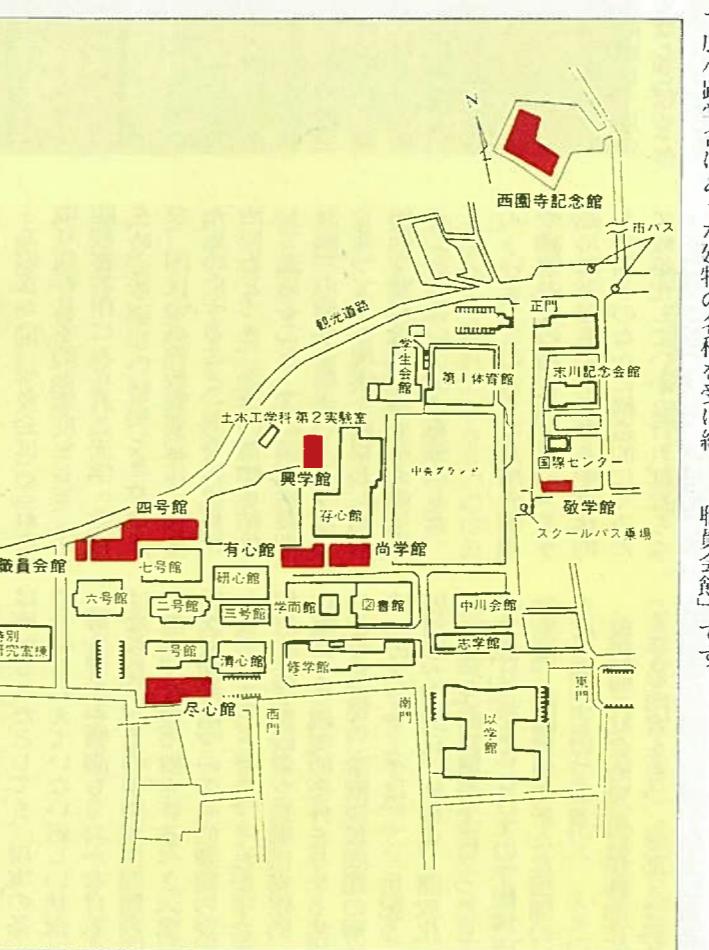
本学園の「立命館」は、明治二年に西園寺公望公が創始した私塾の名称「立命館」と建学の精神を受けついだものです。「立命」とは孟子の「盡心章」の一節、「夭寿を貳はず、身を修めて以てこれを俟つは、命を立つる所以なり」から命名したものであります。短命であることも長寿であることも、それは宿命的なことではあるが、生きている限り修養して人間性を完成するよう努めることが与えられた命を全うし運命を切り開いていくゆえんである、ということを意味しています。

これまでにある建物の名称は

同様に、現在ある建物として存心館は立命館と同じく孟子の「盡心章」に由来し、研心館、清心館は公募のうちに決定しまし

■建物の新しい役割と名称

建物の新名称	役割
西園寺記念館(新築)	国際関係学部基本棟
四号館(新築)	理工学部電気工学科・情報工学科基本棟(一部は機械工学科)
有心館(前四号館)	教室を基本に多目的展示室他を置く
興学館(前五号館)	教室、法職課程、二部学生施設(学友会)を置く
尚学館(新築)	個人研究室、教職課程センター等を置く
尽心館(新築)	個人研究室中心(88年3月着工予定)
敬学館	個人研究室・長期計画事業事務局



他の建物には学の字が入っています。学面館は論語「学而篇」が出来で、末川名義総長の命名。出典のない以学館や修学館、志学館も末川先生の命名です。以学館の命名にあたっては、末川先生は「学を以て身を修め、学を以て人をなし、学を以て世を経するというような意味をこめている」と述べておられます。

新しく冠する建物名称は

前四号館は「有心館」、前五号館は「興学館」新しく存心館の南側に立つ建物は「尚学館」に決めました。これらは、かつて広小路学舎にあった建物の名称を受け継いでいます。なお、理工学部の建物には、伝統的に房数が冠せられています。

志学館も末川先生の命名です。以学館の命題には「盡心章」の名をつけることに決まりました。尽心館は立命館、存心館と同じく孟子の「盡心章」に由来します。四号館は心とした建物には「尽心館」、理工学部新棟には「四号館」の名をつけることに決めました。尽心館は立命館、存心館と同じく孟子の「盡心章」に由来します。四号館は心とした建物には「尽心館」、理工学部新棟には「四号館」の名をつけることに決めました。理工学部新棟の東の建物は、「教職員会館」です。